



第 58 回

選 択 式 試 験 問 題

(注 意)

- 1 係員の指示があるまで、この問題用紙を開かないこと。
- 2 解答は、別紙解答用紙によること。
- 3 解答用紙の受験番号及び氏名(フリガナ)を確認し、氏名を漢字で記入すること。
- 4 各問ごとに、正解と思う語句に付されている番号を解答用紙の所定の欄に1つ表示すること。
- 5 この問題の解答は、試験実施に関する官報公告の日(令和8年4月10日)に施行されている法令等によること。
- 6 この問題は、問1から問8までの8問であるので、確認すること。
- 7 この問題用紙は、試験時間中(11時50分まで)の持ち出しはできません。また、問題用紙を破って解答等を写して持ち帰ることもできません。
- 8 試験時間の途中で退室する人は、自分の席に置いたまま退室し、昼の休憩時間(試験時間終了から12時50分までの間)に自席に戻って入手すること。

受験番号	
氏 名	

【注意事項】

本試験における出題は、根拠となる法律、政令、省令、告示、通達に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)」をはじめとする東日本大震災等に関連して制定、発出された特例措置及び新型コロナウイルス感染症に関連して制定、発出された特例措置に係るものは含まれません。

【法令等略記凡例】

本試験問題文中においては、下表左欄の法令名等を右欄に示す略称により記載しています。

法 令 等 名 称	法 令 等 略 称
労働者災害補償保険法	労 災 保 険 法
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育児介護休業法

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 労働基準法第22条第1項では、「労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)について証明書を請求した場合においては、使用者は、A これを交付しなければならない。」と規定されている。

2 最高裁判所は、上告人である外国人の技能実習に係る監理団体に雇用され、実習実施者の指導員として勤務していた被上告人が従事した業務につき、労働基準法第38条の2の適用の可否が問題となった事件において、次のように判示した。

「(1) 前記事実関係等によれば、本件業務は、実習実施者に対する訪問指導のほか、技能実習生の送迎、生活指導や急なトラブルの際の通訳等、多岐にわたるものであった。また、被上告人は、本件業務に関し、訪問の予約を行うなどして自ら具体的なスケジュールを管理しており、所定の休憩時間とは異なる時間に休憩をとることや自らの判断により直行直帰することも許されていたものといえ、随時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることもなかったものである。

このような事情の下で、業務の性質、内容やその遂行の態様、状況等、業務に関する指示及び報告の方法、内容やその実施の態様、状況等を考慮すれば、被上告人が担当する実習実施者や1か月当たりの訪問指導の頻度等が定まっていたとしても、上告人において、被上告人の事業場外における勤務の状況を具体的に把握することが容易であったと直ちにはいい難い。

(2) しかるところ、原審は、被上告人が上告人に提出していた業務日報に関し、①その記載内容につき実習実施者等への確認が可能であること、②上告人自身が業務日報の正確性を前提に時間外労働の時間を算定して残業

手当を支払う場合もあったことを指摘した上で、その正確性が担保されていたなどと評価し、もって本件業務につき本件規定〔労働基準法第 38 条の 2 第 1 項〕の適用を否定したものである。

しかしながら、上記①については、単に業務の相手方に対して問い合わせなどの方法を採用得ることを一般的に指摘するものにすぎず、実習実施者等に確認するという方法の現実的な可能性や実効性等は、具体的には明らかでない。上記②についても、上告人は、本件規定を適用せず残業手当を支払ったのは、業務日報の記載のみによらずに被上告人の労働時間を把握し得た場合に限られる旨主張しており、この主張の可否を検討しなければ上告人が業務日報の正確性を前提としていたともいえない上、上告人が一定の場合に残業手当を支払っていた事実のみをもって、業務日報の正確性が客観的に担保されていたなどと評価することができるものでもない。

(3) 以上によれば、原審は、業務日報の正確性の担保に関する具体的な事情を十分に検討することなく、業務日報による報告のみを重視して、本件業務につき本件規定にいう「B とき」に当たるとはいえないとしたものであり、このような原審の判断には、本件規定の解釈適用を誤った違法があるというべきである。」

3 労働基準法第 81 条は、「第 75 条の規定によつて補償を受ける労働者が、療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の C を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。」と定めている。

4 総括安全衛生管理者は、労働安全衛生法施行令第 2 条に定める「製造業（物の加工業を含む。）」にあっては、常時 D 以上の労働者を使用する事業場に選任義務が課せられている。また、総括安全衛生管理者の選任は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に行わなければならない。

5 労働安全衛生法第 24 条は、「事業者は、労働者の E から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と定めている。

選択肢

- ① 7日以内に
- ② 14日以内に
- ③ 1か月以内に
- ④ 100人
- ⑤ 300人
- ⑥ 500人
- ⑦ 1,000人
- ⑧ 1,000日分の打切補償
- ⑨ 1,000日分の障害補償
- ⑩ 1,200日分の打切補償
- ⑪ 1,200日分の障害補償
- ⑫ 一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要がある
- ⑬ 業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする
- ⑭ 作業規律違反
- ⑮ 作業行動
- ⑯ 作業能力の不足
- ⑰ 始業及び終業の時刻をその労働者の決定に委ねることとした
- ⑱ 身体機能の低下
- ⑲ 遅滞なく
- ⑳ 労働時間を算定し難い

労働者災害補償保険法

〔問 2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 遺族補償年金の支給開始後、その受給権者が失権し、かつ、受給資格者が全て失格していた場合において、既に支給された遺族補償年金の額の合計額が、当該受給権者が失権した日において給付基礎日額の A に満たないときは、その差額が、遺族補償一時金として、失権した遺族補償年金の受給権者に対し、又は、労働者の死亡の当時は遺族補償年金の受給資格者がいたために遺族補償一時金の受給者になり得なかった者に対して支給される。

2 Xさんは、ここ数年、Y社とZ社の2社で就業している。Y社では、月給制で月30万円の給与を得ている一方、Z社では、1日1万円の日給制で月12日の勤務を行っている。労災保険法第8条第3項に基づき算出すると、勤務した直近3か月の暦日数が90日の場合、Xさんの給付基礎日額は、 B となる。なお、問題文に記載のない条件は考慮しなくてよい。

3 最高裁判所は、業務災害に該当するか否かの判断に関して次のように判示した。

「労働者の負傷、疾病、障害又は死亡(以下「災害」という。)が労働者災害補償保険法に基づく保険給付の対象となるには、それが業務上の事由によるものであることを要するところ、そのための要件の一つとして、労働者が労働契約に基づき事業主の C にある状態において当該災害が発生したことが必要であると解するのが相当である。そして、通勤途上において発生した災害は、労働者が、使用者の提供した専用の交通機関を利用してした場合、又は通勤の途中で業務を行うことを予定していた場合等、労働者が通勤途上においてもなお事業主の C に置かれていたと認めるべき特別の事情がある場合を除き、業務上の事由によるものという

ことはできないと解すべきである。」

4 障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級について、同一の業務災害によって、右手の母指の亡失(第9級)及び左手の母指の指骨一部欠損(第13級)が生じた場合の障害等級は D となり、この場合の障害補償給付の額は給付基礎日額の E となる。なお、第8級の障害補償給付の額は給付基礎日額の503日分、第9級は391日分、第10級は302日分、第11級は223日分、第12級は156日分、第13級は101日分である。

選択肢

- | | | | | |
|---|------------|------------|------------|------------|
| A | ① 365 日分 | ② 600 日分 | ③ 1,000 日分 | ④ 1,200 日分 |
| B | ① 10,000 円 | ② 14,000 円 | ③ 14,250 円 | ④ 16,000 円 |
| C | ① 影響下 | ② 管理下 | ③ 指示下 | ④ 支配下 |
| D | ① 第8級 | ② 第9級 | ③ 第10級 | ④ 第11級 |
| E | ① 391 日分 | ② 402 日分 | ③ 492 日分 | ④ 503 日分 |

雇 用 保 険 法

〔問 3〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 雇用保険法第4条第1項において「被保険者」とは、 A であつて、第6条各号に掲げる者以外のもの」をいい、同条第2項において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了すること」をいい、同条第3項において「失業」とは、被保険者が離職し、 B を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」をいうと規定している。

2 被保険者が出生後休業について出生後休業支援給付金の支給を受けたことがある場合において、雇用保険法第61条の10第3項第2号に定める「同一の子について当該被保険者が C 回以上の出生後休業(当該出生後休業を C 回以上取得することについてやむを得ない理由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当するものを除く。)をした場合における C 回目以後の出生後休業」をしたときは、出生後休業支援給付金は、支給されない。

出生後休業支援給付金の対象期間は、被保険者がその子について労働基準法第65条第2項の規定による産後休業をしたときであつて、出産予定日後に当該子が出生したときは、当該出産予定日から D 週間を経過する日の翌日までの期間となる。

3 求職活動関係役務利用費の額は、受給資格者等が保育等サービスの利用のために負担した費用の額(雇用保険法施行規則第100条の7第1項の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とし、受給資格者等が求人者との面接等をした日又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講した日に係る費用の額(1日当たり E 円を限度とする。))をいい、1日を超える期間を単位として費用を負担した場合においては、当該費用の額は、その期間の日数を基礎として、日割りによって計算して得た額

(1日当たり

E

 円を限度とする。)に限る。)に100分の80を乗じて
得た額とする。

選択肢

- | | | | | |
|---|-----------------|------------------|---------|---------|
| A | ① 事業所と保険関係にある者 | ② 事業主に使用される者 | | |
| | ③ 賃金の支払を受ける者 | ④ 適用事業に雇用される労働者 | | |
| B | ① 求職の意思 | ② 求職の意思及び能力 | | |
| | ③ 労働の意思 | ④ 労働の意思及び能力 | | |
| C | ① 3 | ② 4 | ③ 5 | ④ 6 |
| D | ① 起算して8 | ② 起算して16 | | |
| | ③ 当該出生の日から起算して8 | ④ 当該出生の日から起算して16 | | |
| E | ① 7,500 | ② 8,000 | ③ 8,500 | ④ 9,000 |

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問 4〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 令和7年障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省)によれば、令和7年6月1日現在の民間企業(常用労働者数40.0人以上)に雇用されている障害者の数は704,610.0人で、実雇用率は、14年連続で過去最高の A 、法定雇用率達成企業の割合は46.0%であった。

2 令和7年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、一般労働者の賃金(男女計)は340.6千円となっている。また、男性を100としてみた男女間賃金格差は B であった。

3 最高裁判所は、雇用主との間の請負契約により労働者の派遣を受けている事業主が労働組合法第7条にいう「使用者」に当たるか否かが問題となった事件において、次のように判示した。

「労働組合法7条にいう『使用者』の意義について検討するに、一般に使用者とは労働契約上の雇用主をいうものであるが、同条が団結権の侵害に当たる一定の行為を不当労働行為として排除、是正して C ことを目的としていることにかんがみると、雇用主以外の事業主であっても、雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に D 地位にある場合には、その限りにおいて、右事業主は同条の『使用者』に当たるものと解するのが相当である。」

4 育児介護休業法第22条の2は、「常時雇用する労働者の数が E を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。」と定めている。

選択肢

- A ① 1.82 % ② 2.41 % ③ 3.07 % ④ 3.69 %
- B ① 36.6 ② 56.6 ③ 76.6 ④ 96.6
- C ① 企業秩序の維持を確保する
② 憲法に定める労働三権を実質的に保障する
③ 個々の労働者と使用者による労働条件の対等決定を実現する
④ 正常な労使関係を回復する
- D ① 影響力を有して労働者との協議に参加する
② 経営上の関心を持たざるを得ない
③ 現実的かつ具体的に支配、決定することができる
④ 当事者として直接的に関与することを求められる
- E ① 50 人 ② 100 人 ③ 300 人 ④ 1,000 人

社会保険に関する一般常識

〔問 5〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 令和7年版厚生労働白書によると、「日本の社会保障制度は、明治時代以降、段階的に発展してきたが、現在の社会保障制度の根拠となっているのは、第2次世界大戦後の1947(昭和22)年に施行された日本国憲法である。第 A 条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する(第1項)」、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない(第2項)」とされ、いわゆる「 B 」が規定されている。」とある。
- 2 厚生労働省から令和7年12月に公表された「令和6年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」によると、令和6年度末において、国民年金保険料の全額免除・猶予者数は592万人であり、全額免除・猶予者数が国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を除く。)に占める割合(全額免除・猶予割合)は C % となっている。
- 3 確定拠出年金法第1条では、「この法律は、少子高齢化の進展、 D 等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る E を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と規定している。

選択肢

- | | | | |
|---------------|--------------|--------|--------|
| ① 4.0 | ② 24.0 | ③ 44.0 | ④ 64.0 |
| ⑤ 13 | ⑥ 14 | ⑦ 25 | ⑧ 27 |
| ⑨ 基本的人権の尊重 | ⑩ 幸福追求権 | | |
| ⑪ 高齢期の価値観の多様化 | ⑫ 高齢期の生活の多様化 | | |
| ⑬ 産業構造の変化 | ⑭ 自主的な努力 | | |
| ⑮ 自助的な活動 | ⑯ 事前的な準備 | | |
| ⑰ 就業形態の変化 | ⑱ 生存権 | | |
| ⑲ 積極的な取組み | ⑳ 平等権 | | |

健 康 保 険 法

〔問 6〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 健康保険において保険者が第三者の行為によって生じた事故について保険給付をしたときに、その給付の価額の限度において被保険者が第三者に対して有する A の権利を取得するのは、健康保険法第 57 条の規定に基づく法律上当然の取得であって、国民健康保険におけるように条例の規定によるものではない。取得の効力は、法律に基づき第三者に対し直接何らの手続を経ることなくして及ぶものであり、保険者が保険給付をしたときはその給付の価額の限度において当該 A 権は当然に移転するものであり、一般の B のように、第三者に対する C を要件とするものではない。
- 2 保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び D に係る被保険者及びその被扶養者の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされている。
- 3 健康保険法第 45 条第 1 項によると、保険者等は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。)における標準賞与額の累計額が E 万円(同法第 40 条第 2 項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額)を超えることとなる場合には、当該累計額が E 万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

選択肢

- | | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| ① 533 | ② 553 | ③ 573 | ④ 593 |
| ⑤ 健康記録 | | ⑥ 告知又は承認 | |
| ⑦ 債権質 | | ⑧ 債権者代位 | |
| ⑨ 債権譲渡 | | ⑩ 債務引受 | |
| ⑪ 疾病の予防 | | ⑫ 生活習慣 | |
| ⑬ 損害回復請求 | | ⑭ 損害填補請求 | |
| ⑮ 損害賠償請求 | | ⑯ 損害補填請求 | |
| ⑰ 追認又は承諾 | | ⑱ 通知又は承諾 | |
| ⑲ 保健衛生 | | ⑳ 予告又は承認 | |

厚生年金保険法

〔問 7〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 被保険者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年未満であるものとする。)が死亡したことにより当該被保険者の妻(老齢厚生年金の受給権を有しないものとする。)が遺族厚生年金の受給権を取得した場合の遺族厚生年金の額は、当該被保険者の厚生年金保険の被保険者期間(その月数が300に満たないときはこれを300とする。)を基礎として老齢厚生年金(報酬比例部分)の額の規定の例により計算した A となる。
- 2 政府は、少なくとも B ごとに、「財政の現況及び見通し」を作成しなければならないが、財政均衡期間はこの「財政の現況及び見通し」が作成される年以降おおむね C とされている。
- 3 令和4年4月から、在職定時改定制度が導入されている。基準日に厚生年金保険の被保険者である場合、基準日の属する月の前月までの被保険者期間を反映して、年金額が見直される。ここでいう基準日は、 D から年金額を改定する。
- 4 令和8年8月現在、67歳の甲(単身者)は、老齢厚生年金の受給権者であり、かつ、20歳到達以降現在に至るまで厚生年金保険の被保険者である。同月において、甲の標準報酬月額額は30万円である。また、同月以前の1年間で、甲には令和7年12月と令和8年5月に賞与が168万円ずつ支給されている。一方で、同月において、甲の老齢厚生年金の基本月額額は10万円である。同月における老齢厚生年金の年金支給額は E 円となる。

選択肢

- ① 3年 ② 5年 ③ 7年 ④ 10年
- ⑤ 6月1日であり、基準日の属する月
- ⑥ 6月1日であり、基準日の属する月の翌月
- ⑦ 9月1日であり、基準日の属する月
- ⑧ 9月1日であり、基準日の属する月の翌月
- ⑨ 50年間 ⑩ 70年間 ⑪ 100年間 ⑫ 120年間
- ⑬ 4万 ⑭ 7万 ⑮ 8万5千 ⑯ 10万
- ⑰ 額と同額 ⑱ 額の2分の1に相当する額
- ⑲ 額の3分の2に相当する額 ⑳ 額の4分の3に相当する額

国 民 年 金 法

〔問 8〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 脱退一時金は日本国籍を有しない者に支給されるが、国民年金法附則第9条の3の2第1項によれば、その者が、日本国内に住所を有するとき、

A その他政令で定める給付の受給権を有したことがあるとき、最後に B (同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)から起算して

C を経過しているときには、脱退一時金の支給を請求することができない。

2 国民年金法第4条によると、「この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、 D 改定の措置が講ぜられなければならない。」と規定している。

また、国民年金法第4条の2によると、「国民年金事業の財政は、 E その均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、 D 所要の措置が講ぜられなければならない。」と規定している。

選択肢

- | | | | |
|--------------------|--------|-----------------|--------|
| ① 1年 | ② 2年 | ③ 5年 | ④ 8年 |
| ⑤ 遺族基礎年金 | | ⑥ 寡婦年金 | |
| ⑦ 計画的に | | ⑧ 継続的に | |
| ⑨ 障害基礎年金 | | ⑩ 速やかに | |
| ⑪ 直ちに | ⑫ 遅滞なく | ⑬ 中期的に | ⑭ 長期的に |
| ⑮ 必要と認められるときに | | ⑯ 被保険者の資格を喪失した日 | |
| ⑰ 被保険者の資格を喪失した日の翌日 | | | |
| ⑱ 保険料を納付した日 | | ⑲ 保険料を納付した日の翌日 | |
| ⑳ 老齢基礎年金 | | | |